

議案第 36 号

長久手市税条例の一部を改正する条例について

長久手市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正等に伴い、長久手市税条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市税条例の一部を改正する条例

長久手市税条例（昭和 3 7 年長久手村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公示送達)	(公示送達)
第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を長久手市公告式条例（昭和２８年長久手村条例第５号）第２条第２項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、_____
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第１８条の３ <u>施行規則</u>	第１８条の３ <u>地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下</u>

第1条の9

第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

「施行規則」という。）第1条の9

第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる

寄附金のうち、愛知県知事_____

_____の所管に属す

る公益信託の信託財産とするた

めに支出した当該公益信託に係

る信託事務に関連するもの

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財

産とするために支出した当該公

益信託に係る信託事務に関連す

る寄附金のうち、愛知県知事又は

愛知県教育委員会の所管に属す

る公益信託に係るもの

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、

所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が定めるもの

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が

所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が定めるもの

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が

900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる

900万円以下であるものに限
る。)の法第314条の2第1項第
10号の2に規定する自己と生計
を一にする配偶者(前年の合計所得
金額が95万円以下であるものに
限る。)で控除対象配偶者に該当し
ないものに係るものを除く。)若し
くは法第314条の2第4項に規
定する扶養控除額_____

_____の控除

又はこれらと併せて雑損控除額若
しくは医療費控除額の控除、法第3
13条第8項に規定する純損失の
金額の控除、同条第9項に規定する
純損失若しくは雑損失の金額の控
除若しくは第34条の7の規定に
より控除すべき金額(以下この条に
おいて「寄附金税額控除額」とい
う。)の控除を受けようとするもの
を除く。以下この条において「給与
所得等以外の所得を有しなかった
者」という。)及び第24条第2項
に規定する者(施行規則第2条の2
第1項の表の上欄の(二)に掲げる

者を除く。)については、この限りでない。	者を除く。)については、この限りでない。
2～10 (略)	2～10 (略)
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名	(3) 扶養親族_____の氏名
(4) (略)	(4) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけれ	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけれ

ばならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける

ばならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。） _____

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける

日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 ～ 5 (略)

附 則

(令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度に係る用途変更宅地等
及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) 附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度に係る用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第 12 条の 3 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 4 号) 附則第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税につい

日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2 ～ 5 (略)

附 則

(平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度に係る用途変更項宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 3 号) 附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

ては、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定する

ところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。) の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たば

この本数に換算する場合における
計算は、売渡し等が行われた加熱式
たばこの品目ごとの１個当たりの
重量に当該加熱式たばこの品目ご
との数量を乗じて得た重量を同項
各号に掲げる区分ごとに合計し、そ
の合計重量を紙巻たばこの本数に
換算する方法により行うものとし
る。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式
たばこの品目ごとの１個当たりの
重量に０．１グラム未満の端数があ
る場合には、その端数を切り捨てる
ものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式た
ばこ（第９３条の２の規定により製
造たばことみなされるものに限
る。）のうち、次に掲げるものにつ
いては、同号ただし書の規定は、適
用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式
たばこと併せて喫煙の用に供さ
れるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式
たばこ（第９３条の２の規定によ
り製造たばことみなされるもの
を除く。）と併せて喫煙の用に供
される加熱式たばこ（同条の規定
により製造たばことみなされる
ものに限る。）であって当該加熱

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書き、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 第34条の7第1項第3号の改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

2 この条例による改正後の長久手市税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2及び附則第12条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(公示送達に関する経過措置)

第2条 新条例第18条の規定は、前条第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除（特

定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の長久手市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、長久手市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 長久手市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条

例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。) の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正等に伴い、長久手市税条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）地方税法の一部改正等に伴い、適正に市税を賦課することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 公示送達に関する取扱いを改めること。（第18条関係）
- (2) 市民税の特定親族特別控除に関して規定すること。（第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係）
- (3) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例の適用年度を更新すること。（附則第12条の2及び附則第12条の3関係）
- (4) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を規定すること。（附則第16条の2の2関係）
- (5) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、公布の日から施行するものとします。ただし、附則第1条第1項各号にそれぞれの規定の施行期日を定めるものとします。また、附則第1条第2項に固定資産税に関する適用区分を規定するものとします。
- (2) 附則第2条に公示送達に関する経過措置を規定するものとします。
- (3) 附則第3条に市民税に関する経過措置を規定するものとします。
- (4) 附則第4条に市たばこ税に関する経過措置を規定するものとします。